

長野工業高等専門学校男女共同参画推進室規則

最終改正 令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第14条第2項の規定に基づき、本校に、独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画（平成23年9月12日策定）を推進するため、長野工業高等専門学校男女共同参画推進室（以下「室」という。）を置き、室の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 教育活動全般を通じた男女共同参画の推進に関する事。
- 二 女性教職員に対する労働環境支援の実施に関する事。
- 三 男女共同参画の意識啓発に関する事。
- 四 学校運営における意思決定への男女共同参画の推進に関する事。
- 五 その他男女共同参画に関する事。

(組織)

第3条 室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 室長
 - 二 各系及びリベラルアーツ教育院教員 各1名
 - 三 校長が必要と認める者
 - 四 事務部から推薦された者 1名
 - 五 技術支援部から推薦された者 1名
- 2 前項第二号に規定する室員は、校長が指名する。
 - 3 室長は、前項第二号の室員を兼ねることができる。
 - 4 室長は、本校教員の教授又は准教授の中から校長が指名する。
 - 5 室長は、校長の命を受け、室の管理運営に関する事を掌理する。
 - 6 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 第1項第二号から第五号に規定する職員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第4条 室長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。

(室員以外の者の出席)

第5条 室長は、必要あると認めるときは、会議に第3条に規定する室員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 室の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 室の審議事項のうち、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならぬ。

2 この規則に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年7月4日 一部改正)

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。